

僻案抄古筆切管見（続）

——伝二条為道筆切・伝藤原定家筆切——

日比野 浩 信

管見に入った僻案抄の古筆切のうち、前稿で伝阿仏尼筆鯉切について述べた¹。本稿では、伝二条為道筆切・伝藤原定家筆切について略述したい。

基本的には前稿同様、紹介も兼ねて若干の検討を加え、今後の再検討に資することを主目的とし、新出の断簡には、同種の断簡の合計枚数を示すために、海野圭介氏紹介²の断簡番号に続く番号を付した。また、本文の比較には、主として日本歌学大系所収本（志香須賀本と呼称。以下同）を用いたが、他にも一類本は国立歴史民俗博物館蔵高松宮旧藏本（歴博本）・天理大学図書館蔵伝藤原為家筆本（天理本）、二類本は宮内庁書陵部蔵鷹司家旧藏本（書陵部本）・國學院大學付属図書館蔵伝二条為重筆本（國學院本）・刊年不明版本（版本）・群書類従本（類従本）、三類本は斯道文庫蔵為兼興書本（斯道文庫本）、京都大学付属図書館蔵中院文庫長享元年仙源筆本（京大本）をも参照³した。

なお、各断簡の本文掲出に際して、（ ）内に施注歌の集名と歌番号を示した。断簡の大きさについては、前稿では図版のキャプションに記載したが、本稿ではツレの検討に必要となる都合上、各断簡の説明の中でも触れることとする。

本稿で扱った断簡も、一々明記しないが、全て個人の所蔵に掛かる断簡である。

b 伝二条為道筆 六半切

早く久曾神昇氏に「鎌倉時代の書写と思われるものは天理図書館蔵本の他には伝二条為道筆（又は伝定家自筆）六半切が管見に触れたのみで伝京極為兼筆本、伝頓阿筆本は存否不明である。」との言及があり、伝二条為道筆切と次掲伝藤原定家筆切はツレと考えておられるようである。しかし、古筆学大成では、伝二条為道筆切・伝藤原定家筆切をそれぞれ別種とし、更に類似した筆者未詳六半切を別掲する。海野氏も、「聊か書風を異にする」こと、共に二類本でありながら伝為道筆切と伝定家筆切とは、校合の様相が異なること、筆者未詳切の「筆致の弱さともたつくような印象」から、やはり三種を別種として掲出しておられる。稿者も伝二条為道筆切について触れた⁵ことがあるが、全て定家様ではほぼ同じ大きさの一面十行の六半切、字高も共に和歌一四センチ内外、積文一二・五センチ内外で一致しているといっている。本文も全て二類本に近い傾向を持つ。何より料紙下部の一角に焼失と思われる料紙の欠損があるといった物理的な共通点がある、などの点から、ツレの可能性の指摘に留めたが、偶々類似の三種が存し、それらが一括保管されて料紙下部に破損が生じたとは考え難く、今なお、やはりツレである可能性が高いと考えている。ただし、今回は、海野氏のご紹介の増補を目論むところもあり、通し番号による残存数の明確化のために、それぞれ別個に取り扱うこととする。

伝二条為道筆六半切は、版行された新撰古筆名葉集などにはこれに該当する記載はないが、写本で伝わる古筆切目安の為道の項に「六半切 僻案抄」、類葉集に「六半 僻案抄ノ切」と記載⁶されている。

海野氏によって六葉が紹介されたが、4久曾神昇氏蔵（現・個人蔵）の断簡は、これまでに図版が掲載されていなかった。今回、写真で紹介しておく（後掲）。さて、改めて管見に入ったのは、二葉。まずは、本文を掲出して置く。

7 個人蔵（後撰集一〇八二・一〇八三・一〇八九・一一〇五）

雖非此哥事依聞及注之

かきりなき思ひのつなのなくはこそ

まさ木のかつらよりもなやまめ

おもひの綱思緒愁緒別緒心緒

なといふ事の心歎

はちすはのはひにそ人は思らむ

世にはこひちのなかにおひつ、

これは蓮のはひといふ物也

あけてたになに、かはせむみつの江の

うらしまのこを思やりつ、

8 個人蔵切（後撰集一一三三）

みこしをかいそその世、に年をへて

けふのみゆきをまちてみつらん

北野にみこしをかといふをかあり

延喜十七年閏十月十七日行幸

北野于時枇杷大臣中納言

断簡7は縦一五・八×横一五・六センチ、一面分の十行で、左下部に当該断簡の特徴ともいべき料紙の欠損がある。極め札などはなく、正しくは為道と定家のいずれを伝称筆者として伝存したのかは明確ではないが、為道は、定家様をよくした人物として知られ、定家様で書かれた筆跡が定家筆と極められることは、何も特別なことではない。稿者は先述の通り、両者をつれと考えており、古筆切目安や類葉集では為道の項に記載されるものであるので、伝一条為道筆切として、ここに掲出することとした。断簡8は、縦一五・一×横一一・九センチであるが、七・二センチの本紙に四・七センチの雲紙料紙が呼継ぎされている。本紙は元来の半分、五行のみが残るが、料紙下部の欠損はみられない。

断簡7の六行目「はひ(下・上)」、断簡8の一行目「みこしをか(上・上・上・下)」に朱の声点を施す。

海野氏によって二類本の本文であることが指摘されているが、新出二葉にさほど大きな異同はない。敢えて示せば、五行目「……あり」が、一類本の歴博本・天理本では「……ありけり」とあり、二類本的な傾向といえようか。しかし、五行目「于時」の位置が、一類本では当該切と同じく「北野于時批把大臣中納言」とあるが、二類本では「北野批把大臣于時中納言」の位置にある。また、一類本のうち歴博本では、断簡7の六行目「はちすはの……」の歌の前に、後撰集一〇七六番の歌「おきなさび……」とその釈文があるが、然るべき位置への挿入記号があり、系統分類の基準となるものではない。些細な部分による判断をすべきではないが、今後も、古筆切の本文をも加味した分類を再構築する余地はあるう。

一点、付記しておきたい。新出の断簡7の「はひ」に施された声点は、内部が塗りつぶされていない丸印(○)であり、塗りつぶされた丸点(●)ではない。伝二条為道筆切には、他に同様の丸印(○)はない。また、伝藤原定家筆切では、後掲模写切以外には朱の声点を持つ断簡には瞩目していない。もし、伝為道筆切が丸点(●)、伝為家筆切が丸印(○)を以て声点を付していたのであれば、両者は明確に区別すべきであろう。ただ、断簡7の丸印二点は、ほぼ同一の形状に見える。あるいは、竹ひごや菅を用いての朱墨の付き具合の違いに拠るものであろうか。ともあれ、伝定家筆として極められた、声点を有する箇所が見出されることを俟ち、観察の上で判断したい。

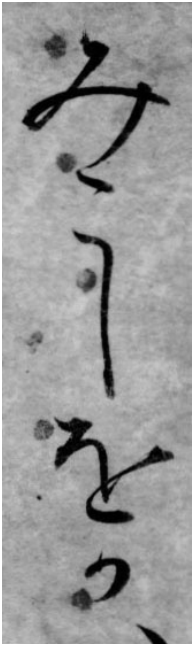
伝二条為道筆 断簡7 声点



伝二条為道筆 断簡6 声点



伝二条為道筆 断簡8 声点



参考 伝藤原定家筆切 断簡2 挿入記号



参考 伝藤原定家筆切 (模写切) 断簡3 声点



C 伝藤原定家筆 六半切

古筆家秘書に「僻案抄切 四半 雲紙」、古筆切目安に「雲紙四半切 僻案抄 上」、新撰古筆名葉集に「僻案抄切 四半雲紙」、類葉集に「雲紙四半切 僻案抄 一説二佐久間切ト云」といった僻案抄の断簡についての記述が、それぞれの定家の項にあるが、これら全て共通して「四半」「雲紙」であり、素紙で六半形の掲出断簡とは大きさも料紙も異なり、別切である。掲出の伝藤原定家筆六半切は、著者定家を伝称筆者とするが、定家の自筆ではない。鎌倉後期の書写にかかり、もとは六半形の冊子本で、一面十行書。先述の通り、前掲b伝二条為道筆六半切のツレであると考えている。海野氏によって紹介された二葉のうち、2久曾神昇氏蔵（現・個人蔵）の断簡も、従来図版は未掲載であり、写真で紹介しておく（後掲）。その本文は二類に相当するとされる。新たに管見に入った伝藤原定家筆六半切はない。が、その模写切と思われるものが確認できた。大きさも一六・八×一六・五センチと、縦横共に大きく異なり、字高も和歌一四・五センチ弱、積文一三センチ内外と、やはり少々高い。文字も大振りで精確ではないが、書式は類似し、伝定家筆切の定家様を模した字体であることは明らかである。五行目歌中の「さらぬ（上・上・上）」、九行目積文中の「さらぬ（下・下・上）」に朱の声点があるが、歌中の声点は天理本に付された声点と一致しており、歴博本でも歌中の「さら（上・上）」には声点がある。ただ、積文中の声点については、参照した伝本の中には見出すことはできなかった。疑問はあるものの、「贋物」としては、むしろ出来が悪い。取り敢えずは悪意のない模写と考え、検討の対象としておくこととする。まず、本文は以下の通り。

3 個人蔵模写切（古今集八七四・九〇〇）

哥にはたまたれとてかめによみ

つ、ける事この哥の外になし

たまたれのみすとのみよめりか

の風俗の哥につきてよめるにこそ

おいぬれはさらぬわかれのありといへは

いよくみまくほしき君かな

さらぬわかれは不去わかれ也のか

れぬよし也むけに心えぬ人は

さらぬわかれとよみなしき

模写断簡	一類	二類
たまたれのみすとのみよめり かの風俗の哥につきてよめる にこそ	たまたれのみすとのみよめり かの風俗の哥につきてよめる にこそ (天理本)	たまたれのみすとのみよめれは 先人かめのたまたる、事にくし た、玉たれの鈎といはむとてこ かめとよめるにてありなんと申 されしかとそれも髣髴也風俗哥 につきてよめるにこそ (書陵部本)

三行目から四行目に掛けては、大きく異同がある。一類本のうち、歴博本では「たまたれのみすとのみよめ」のように、「り」を傍書し、これに続く四行半ほどの行を墨消ししている。「よめれば先人の……」と続く一文を「……よめり」の形に文末を締めくくり、「れは先人のくそれも髣髴也」を消去したのである。三類本も二類本と同様にあるが、この箇所だけをみるに、当該断簡は一類本と合致することになる。また、本文への墨消しとして残されていることから、

この箇所は、「これは先人の・・・髻髴也」を付加した増補的改訂ではなく、これを消去した削除的改訂であり、二類本の本文から一類本の本文へと変遷したと考えるのが穏当であろう。すると、佐々木孝浩氏のいう「定家自筆本の範疇では、二類本のほうが祖形で、これが改訂されて一類本が成立した」「二類本のほうが初稿本で一類本が改稿本である」とする方向性が蓋然性を持つことになろう。ただし、歴博本が二類本からの改訂が反映された一類本としての本文を有している以上、これと一致する当該断簡を二類本と同定するには躊躇される。しかも、これが断簡故の一面性なのか、模写切故に本来の本文を伝え得ていないのかなども問題として残ることとなった。欠損の一致という物理的要因を以て伝二条為道筆切とツレとして考えてはきたが、朱点の問題もあり、こうした本文の問題もある。当該伝藤原定家筆切・伝二条為道筆切とも、より多くのツレの収集・検討を俟ちたい。

以上、僻案抄の古筆切のうち、伝二条為道筆切・伝藤原定家筆切の、模写切を含めて三葉について述べた。

これまで稿者としては、特に下部欠損という物理的な根拠からツレと考えてきた両者であるが、声点の付し方に違いのある断簡が見出された。また、本文的にも、決定的になったわけではなく、新たな問題が生じたと言える。

古筆切を資料とした検討は、勢い中間報告の域を出ないものではあるが、僻案抄についても同様、今後のツレの新出を俟つての再確認の必要性が高まったといえよう。

なお、他にも僻案抄の古筆切としては伝頓阿筆切・伝寿暁筆切・伝憲淳筆切などが管見に入ったが、紙幅の都合もあり、別機に譲りたいと思う。

- (1) 「僻案抄古筆切管見―伝阿仏尼筆鯉切―」(愛知淑徳大学国語国文 45) 令和四年三月)
- (2) 海野圭介氏「僻案抄」古筆資料の検討」(古代中世文学研究論集 第三集)平成十三年 和泉書院)。以下、海野氏説は同論に拠る。
- (3) 天理本は天理図書館善本叢書『平安時代歌論集』解題(昭和五十二年 八木書店)、歴博本は国立歴史民俗博物館蔵貴重典籍叢書 文学篇 第十五卷(歌学書四)(平成十四年 臨川書店、書陵部本と斯道文庫本は古今集注釈書影印叢刊1『僻案抄』(平成二十年 勉誠出版)により、國學院本・京大本は、各大学図書館データベースによる。
- (4) 注(3)『平安時代歌論集』解題。なお、日本歌学大系の解題にも同一の文言がある。
- (5) 田中登氏『平成新修古筆資料集 第一集』(平成十二年 思文閣出版)
- (6) 類葉集とほぼ同一内容を持つ古筆切名物(武田則夫氏「翻刻古筆切名物」(MUSEUM 235)昭和四十五年十一月)による)では「六半 僻案抄之切」に加えて「一説ニ佐和山切ト云」という記述がある。一般に「佐和山切」といえば、伝二条為雄筆の古今集の断簡があるが、類葉集・古筆切名物ともに、為雄の項の古今集切に「佐和山切」という固有名は与えられていない。ただし、ともに為雄(この古今集切一種のみを掲出)のすぐ後、為貫の項の筆頭には「四半 僻案抄九行」という記載があり、さらに全く別の箇所ではあるが、定家の項には「雲紙四半切 僻案抄 一説ニ佐久間切ト云」という記述もある。同じ僻案抄の関する記述で近接・類似しているのであり、誤りなどを生じたとしても、何らかの関連はあるのかもしれない。なお、伝定家筆の「四半雲紙切」も伝為貫筆の「四半」切も管見には入っていないが、別稿で掲出予定の僻案抄切の中には、伝称筆者を異にするものの四半九行の断簡もあり、異伝などの可能性も考慮する必要があるかもしれない。

(7) 注(3)『僻案抄』解題。

b 伝二条為道筆 六半切 4 久曾神昇氏旧藏切 (一五・四×二三・八)

拾遺

うらまきとく雪をありはまきよ
わが家の園ようくひすうやく

うらまきとく雪をありはまきよ
をいよまきよはまきよ
し月也 柳霧合天霧とら
まきよ 月也

春の野よありまきよのほろよ
とれつありを人よまきよ

雅非此言事依周及漢
かまひなまきまの匠女のなごころ
はま木のかつくしりもみやあ
はらひの恨思緒徒緒別緒
まことやすの心坎
しらぬるあまひまう人も思ふ
せもんこむ比のまゝなひつ
こねも蓮のまひとよ物し
あひてしなちあはせむはのほ
う〜はのこを思やうは

同 8個人蔵 (一五・一×一一・九)

みづをいくろのせよふ年とて
ふよのみゆきとやらてみづん
北野よみくろをいふよをあり
延長十七年同十月十七日行筆
北野千回枇杷大匠中納言

同 3個人蔵 模写切(二六・五×一七・七)

三才よりくさくさかめよみ
は、なる事この音の外奇
まはゆるねのみまよのりよわか
の凡俗の奇もまよるまよる
たぬねとさるねわらわあひら
いよみかんけき君がれ
あはねまよれて不まわらぬ
ねわらぬ心はね人
さるやまよるねまよる